

# 可視化の現在 立会いの未来

## 日野町事件にみる取調べの問題

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 委員 知花 鷹一朗

### 1 ● はじめに

2023年（令和5年）2月27日にはいわゆる日野町事件において、同年3月13日にはいわゆる袴田事件において、再審開始を維持する裁判所の決定が相次いだ。

袴田事件では、検察官が特別抗告を断念したため、再審公判への扉が開かれた。一方、日野町事件では、検察官による特別抗告が申し立てられたため、今なお、再審開始に至っていない。

日野町事件、袴田事件、むろんこれらの事件に限らず多くのえん罪事件では、捜査段階において自白調書が、それも相当程度具体的な内容を有するものが、多数作成されている。そして確定判決の多くは、自白の任意性を否定する証拠はないとして任意性を肯定し、自白内容と客観的証拠との食い違いを記憶違い、あるいは些細なものとして信用性を肯定し、犯人性を認める重要な証拠となっている。

なぜ、えん罪被害者が自白をし、しかもそれなりに具体的に犯行の説明をする内容の自白調書が作成されるのか。その背景には、やはり捜査機関による違法・不当な取調べの実態があると言わざるを得ない。

日野町事件の弁護団に所属し、同事件を見てきた立場から、特に日野町事件における取調べの問題について述べていきたい。

### 2 ● 日野町事件とは

1984年（昭和59年）の年末ころ、滋賀県蒲生郡日野町のとある酒店で発生した強盗殺人事件である。事件当日、酒店の女性店主が行方不明となり、その20日後に遺体が、さらにその3か月後に被害者の所持品と思われる手提げ金庫が、それぞれ別の場所から発見された。この事件の犯人とされた阪原弘さんは、事件

発生から3年後の1988年（昭和63年）3月12日に逮捕された。

日野町事件における阪原さんの自白の証拠としての位置づけは、他の事件と比較して特殊である。というのも、確定第一審判決においては、自白の任意性を否定しないものの、多くの客観的証拠と一致しないなどとしてその信用性が否定された。確定第一審は、間接事実のみによって阪原さんの犯人性を認めたのである。他方、控訴審判決は、阪原さんの自白内容が多くの客観的証拠と一致しないことは肯定しながら、犯行に関する「基本的根幹部分」は信用できるとし、他の間接事実と相まって犯人性が認められる、とした。つまり、確定審段階において、一度は自白の信用性が否定されたのである。それほどまで、阪原さんの自白内容は具体的ではあるものの、客観的証拠と整合しない部分が多かったのである。

### 3 ● 捜査段階における問題

阪原さんが逮捕されたのは、さきに述べた通り、1988年（昭和63年）3月12日であったが、その3日前の3月9日から「任意」と称する取調べが行われていた。その取調べ時間は、

3月9日 午前7時30分（自宅から警察署へ連行）  
～午後11時

3月10日 午前7時（自宅から警察署へ連行）  
～午後11時

3月11日 午前8時過ぎ（自宅から警察署へ連行）  
～午後11時

と、連日長時間にわたっていた。

そして、阪原さんによれば、その取調べの際、「(被害者方の) タンスやそこらにも指紋がついている。お前、酒を飲んで被害者の家に上がって、そこら中を

触ったの違うか。早よう、白状せえ」と言われ、頭の後ろをつかまれて机に顔を押し付けられた、頬や頭をはたかれた、椅子をひっくり返され床にこかさされた、といったことがあったという。なお、現時点において我々弁護団が確認できている証拠をみても、阪原さんの指紋と一致する指紋が検出されたのは被害者方酒店にあった手鏡のみで、その他の場所から検出されたとする捜査記録は一切ない。

そして、3月11日の取調べにおいて、阪原さんは、取調官から「(親戚)の所へ行って、手錠付けて連れて来る。(長女)と(二女)の所にも行って、嫁ぎ先にいられへんようにしたる」「(二女)の嫁ぎ先をガタガタにしたる」などと言われ、とうとう犯行を認める供述に転じた。阪原さんは、後に、自身のことはともかく、娘の将来が犠牲になると考えるとつらくて仕方がなかったと、家族や弁護人に語っていた。阪原さんの二女は1985年(昭和60年)2月に結婚したばかりであった。

3月11日、一旦は帰宅した阪原さんは、家族に、ちゃんと否認してきてと励まされ、そうすると答え、翌日3月12日の取調べに臨んだ。しかし、この日も阪原さんは自白を維持し、同日午後8時に逮捕された。確定審における取調官の証言では、阪原さんはこの日も取調べの当初から自白を維持したとされているが、午後8時ころによくやく逮捕に至っていること、それにも関わらず本文わずか3頁程度の自白調書1通しか作成されていないことなどから、弁護団は、その証言を信じていない。当初否認したものの、前日と同様の暴行や脅迫があったため自白に再度転じてしまったものと推測される。

その後、3月23日によくやく阪原さんの弁護人が選任された。弁護人は、阪原さんとの接見で取調べの問題を把握し、間もなく勾留理由開示請求をし、3月30日に勾留理由開示公判が実施されることになった。

ところが、その前日の3月29日、死体遺棄現場への引当て・遺棄の再現、被害者方店舗での殺害方法の再現、日野警察署道場での犯行再現(被害者死体に遺留された紐の結び方の再現)に加え、さらに各犯行状況に関する3通もの検面調書の作成が、たった一日で実施された捜査の実態が、再審請求における証拠開示

で明らかとなった。しかも各犯行再現では、阪原さんが一回で再現できたわけではなく、幾度か繰り返して再現させられていた実態も、開示されたネガから明らかとなっている。つまり、捜査機関は、勾留理由開示公判に先立ち、阪原さん自身に犯人であることを刷り込ませ、逃げ場を封じたのである。そして、勾留理由開示公判において、阪原さんに「警察官から証拠はそろっている等と取調べを受け、私には証拠の内容がわからないので警察官の言う通りにしました。」「現在でもやっていないと言いたいのですが、これだけ証拠あればやっていないと言えないと思います。」と言わしめた。

#### 4 ● 確定審による自白の評価の問題

阪原さんはいわゆる境界知能(境界線級の精神発達遅滞)であった。その特性から目先の困難や苦痛を回避することしか考えられず、将来のより重大な結果(危険・困難)を想定して行動することができない人物であることが、確定審段階における精神科医の鑑定で明らかとなっていた。すなわち、暴行や脅迫等を用いた敵対的な取調べの下では、その場の苦痛を回避するため、その先に重罰を負うことを想定できないまま、取調官に迎合し虚偽の自白をしてしまう危険性が極めて高かった。

上記の通り、3月9日から12日まで連日長時間にわたり行われた阪原さんへの取調べをはじめ、阪原さんに対して行われた取調べにおいて、捜査機関がこのような危険性を認識し、阪原さんの特性に配慮した痕跡は証拠上全く見当たらない。そのときそのときの捜査状況にあわせた取調官による自白追及と、阪原さんのその場しのぎの迎合的言動とが相まって、いわば両者の共同作業により、それなりに具体的な内容をもった虚偽の自白調書が多数作成されたことが想定されるのである。

しかしながら、確定判決は、阪原さんによる取調べ態様(特に取調官による暴行・脅迫等)に関する供述はいずれも不合理・不可解で稚拙な内容であるとして信用性を認めず、連日長時間にわたる取調べを認めながらも任意性確保に向けた配慮がなされていると認定し、阪原さんの自白の任意性を認めた。

さらに、阪原さんの境界知能については、犯行動機の不合理性を説明付けたり、また控訴審においては自白の信用性をかさ上げする理由の一つとされるなど、有罪方向の証拠として位置づけられた。

## 5 ● 日野町事件における取調べの問題 (まとめ)

以上に見てきたように、日野町事件においては、捜査段階にあっては、取調室という密室において取調官による有形力や偽計を用いた違法・不当な取調べが行われ、さらに境界知能への配慮もなされなかった結果、内容虚偽の自白調書が多数にわたり作成されてしまった点に問題があり、公判段階にあっては、しかし取調べの実態を証明する客観的証拠がないことを理由に、あるいは境界知能であることも理由に、安易に自白の任意性や（一部分の）信用性が肯定されてしまっ

た点に問題があった。

当時、阪原さんへの取調べが録音・録画されていれば、取調官による違法・不当な働きかけは、相当程度低減できたのではないかと。弁護人が取調べに立ち会うことができているならば、境界知能の特性に配慮した取調べを相当程度は実現できたのではないかと。そうすれば、阪原さんは確定審において無罪判決となったのではないかと。そもそも起訴されることはなかったのではないかと。

以上のことは、なにも昭和の時代だから、ということではないだろう。取調べの可視化が法制化された現在においても、刑事弁護人を経験していれば、以上のような体験をしたことがあるのではなかろうか。その意味で、日野町事件は、未だに起こりうるえん罪事件である。早期の可視化対象の全事件への拡大・取調べの弁護人の立会いの法制化を望む。

## 当会の代表番号をナビダイヤルに変更しました。

大阪弁護士会

従前の当会代表番号は、テープ案内で、案内内容を聞き取って、再度、聞き取った電話番号に掛けなおす必要がありましたが、今般、代表番号をナビダイヤルに変更することにより、ガイダンスに応じて番号を押していただければ、該当部署につながるようになりました。

新しくなりました代表番号は、

**0570-783-748 (悩みなしや) です。**

ガイダンスの概要は下記のとおりです。

全部署につながるわけではありませんが、ご活用いただければ幸いです。

- 法律相談をご希望の方は①を
- 刑事当番弁護士の派遣をご希望の方は②を
- 当会会員弁護士の登録確認をご希望の方は③を
- 当会会員弁護士の方は④を押してください
  - ○ 登録申請等、総合管理課へのご連絡は①を
  - ○ 23条照会については②を
  - ○ 法律相談等、相談一課へのご連絡は③を
  - ○ 会費等、財務課へのご連絡は④を押してください。

※平日9時～12時、12時45分～17時の業務時間内のガイダンス概要です。業務時間外のガイダンスは異なりますのでご注意ください。